

※本資料は、CPRC事務局の責任において作成した仮訳です。



米国連邦取引委員会からの最新情報

Andrew J. Heimert
Counsel for Asian Competition Affairs
Office of International Affairs
U.S. Federal Trade Commission

JFTC Competition Policy Research Center
Tokyo, Japan
March 8, 2023

本プレゼンテーションにおいて示される見解は、必ずしも連邦取引委員会又はいずれかの委員の見解ではありません。

デジタル市場における法執行

Metaによる独占化行為事件

- 米国連邦取引委員会(FTC)は、Metaが、Instagram及びWhatsAppの買収やその他の行為を通じて個人向けソーシャルネットワーキングを独占したと主張。
- 修正後の訴状は、プライバシーの低下を競争上の弊害の一つとして指摘。
- 裁判所は、Metaが行った却下申立てを棄却。
- 審理は2024年を予定。

デジタル市場における法執行

MetaによるWithinの買収

- Metaによる、仮想現実用フィットネスアプリの主要な開発企業であるWithinの買収に対する、(FTCによる)訴え。
- 裁判所は、当該買収を止めるためにFTCが求めた仮差止め申立てを棄却。FTCは控訴せず。
- しかしながら、重要なポイントが(裁判所に)認められた。
 - 潜在的な競争(実際の競争及び知覚された競争の両方)は、企業結合が反競争的であると認定するために利用可能な根拠となる。
 - 最近の参入実績は、市場が集中していないことを示すものではない。
 - 市場画定は、仮想的独占者テストを必要としない。また、サブマーケットを示すものとして practical indicia を利用できることを認めた。
- FTCは、差止めを立証するための十分な事実を示すことができなかった。

デジタル市場における法執行

MicrosoftによるActivision-Blizzardの買収

- FTCは、自身の行政審判において、主要なゲーム開発企業であるActivision-Blizzardの買収差止めを提起した。
- FTCは、仮に買収が実行されれば、Microsoftが、Call of Duty等のActivision製ゲームを囲い込むことで競争者を締め出すインセンティブと能力を有することになると主張した。
 - これが可能であれば、ゲーム機、ゲームサブスクリプション及び発展途上のクラウドゲームに関する市場に影響を与えることになる。
- 審理は2023年8月を予定。

FTC法第5条の執行

- FTC法第5条は、(1)不公正な競争方法、並びに(2)不公正・欺瞞的な行為及び慣行を禁止している。
 - シャーマン法が禁止している違法な取決めや独占化行為をカバー
 - 競争を制限するその他の不公正な行為もカバー
- FTCは、2022年11月に、FTC法第5条に関するステートメントを公表。
 - 能率競争によらず、搾取的、共謀的、濫用的、欺瞞的、略奪的又は同種の経済力を用いる行為は、不公正であるとみなす。
 - ライバルとの競争を失わせる、市場参加者の機会を奪う、消費者の選択肢を制限し又は害する行為は、市場環境に対して悪影響を及ぼす。

FTC法第5条の執行

- ステートメントは、反トラスト法、そしてFTC法第5条の精神に反する様々な形態の行為を列挙。
 - 共謀への勧誘、独占に至る傾向がある一連の企業結合や将来の競争者の買収を含む違反行為の萌芽
 - 忠誠リベート又は抱き合わせ等の独占に至る傾向がある違反行為
 - 暗黙の共謀又は並行的な排除行為を促す行為
- デジタル市場に対しても同様に適用され、執行活動において重要なツールを提供する。

デジタル市場に関する新法

- バイデン大統領は、一般教書演説において、議会が反トラスト法を強化する法案を成立させるよう呼びかけ。
 - 40数年ぶりに、大統領がスピーチ内で反トラストに言及
 - Wall Street Journalの論説においても同様の主張
- 自己優遇に関する対応の限界についての言及
 - また、ウェブ閲覧履歴、位置情報及び健康情報等の個人情報の収集に関する対応の限界についても言及
- 保留となっている法案は、再度提出されなければならない。
 - 下院議会の支配権は、(民主党から)反トラストを改革する法案の熱意がより低いリーダーが率いる共和党へ
 - 限定的な改革を促す何らかの意見の一致がある可能性

Thank you!

Andrew J. Heimert
aheimert@ftc.gov